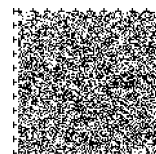


第2編 各論

青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画

第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち	P64
第1節 健康保持と健康寿命の延伸	P64
第2節 はつらつと暮らすための総合的支援	P67
第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち	P71
第1節 福祉のまちづくりの推進	P71
第2節 生活安全対策の強化	P73
第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち	P75
第1節 総合的な生活・居住支援の充実	P75
第2節 地域福祉活動の推進	P78
第3節 地域支援事業による自立支援の充実	P80
第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち	P90
第1節 介護保険事業の健全な運営	P90
第2節 第1号被保険者保険料の適正な設定	P105



第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち

高齢者の健康づくりや生きがいを推進し、地域活動や就労等の社会参加を通して、高齢者が地域社会の中で役割をもって、はつらつと暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 健康保持と健康寿命の延伸

【現状と課題】

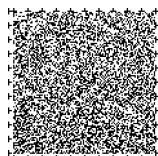
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、健康についての記事や番組に約9割の方が、関心があると回答しており、健康に対する関心度が非常に高くなっています。一方で、現在治療中、または後遺症のある病気が「ない」との回答は約2割で、多くの高齢者が何等かの病気を抱えながら暮らしています。病気の種類としては「高血圧」が最も多く、次いで目の病気、筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）、糖尿病、脂質異常症（高脂血症）の順となっており、生活習慣病が上位を占めています。また、日常生活の中で不安を感じたり心配になったりすることとして、約7割の方が「ご自身や家族の健康」と回答しています。

国においては、平成25年4月より「健康日本21（第2次）」が推進されており、生活習慣病の発症予防・重症化予防を中心に、生活の質の向上や社会環境の質の向上を目指し、健康寿命を延ばし、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）を縮めることが求められています。

また、同年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においては、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それにもとづく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組が求められました。

さらに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、介護離職ゼロの実現を目指す中で、健康寿命の延伸、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）人口の減少、健康診査受診率の向上が目標に掲げられています。

介護予防の観点からも、医療・健康分野と連携して、高齢者自身の生活の質の維持・向上のため、高齢者自身が健康保持・増進や疾病の重症化予防について、自ら必要な情報を取得し、若い時から健康づくりの意識を持つことが重要です。



【基本施策】

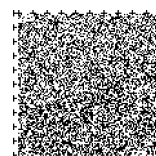
第1項 健康管理の継続支援と生活習慣病の予防

市民一人ひとりが、自らの健康を自らの意思で管理していけるよう、健康に関する正しい知識の普及および各種相談や指導、検診事業を実施し、疾病の早期発見および予防を促進していきます。

生活習慣病を予防し、健康増進を図るため、「青梅市特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率向上を目指します。

また、「青梅市国民健康保険データヘルス計画書」にもとづき、重症化の予防や受診勧奨等に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課
1 健康教育	正しい知識の普及を図り、適切な指導や支援を行うことで、生活習慣病の予防を図ります。	健康課 高齢介護課
2 健康相談	健康センター、地域包括支援センター等で、健康に関する相談・指導を行います。 本人および家族への相談や必要な助言を行い、適切な健康管理の普及を図ります。	健康課 高齢介護課
3 データヘルス計画にもとづいた保健事業	特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。	保険年金課 健康課
4 特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	健康課
5 特定保健指導	特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	健康課
6 後期高齢者医療健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に後期高齢者の健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	健康課
7 検診事業	がん等の早期発見を目的に、各種検診を行います。	健康課

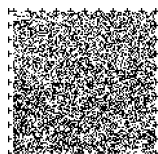


第2項 介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で健康でいられるよう、介護予防に関する基礎的な知識の普及・啓発や軽度な体操の機会を提供するとともに、地域住民による主体的な介護予防、健康づくりの支援などにより、閉じこもり予防等も進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 介護予防運動等の普及・啓発	青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民（市民）を主体とした介護予防、健康づくりを支援します。	高齢介護課
2 のびのび体操	65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	スポーツ推進課
3 健康！経絡ヨガ教室	東洋的な健康の考え方を学ぶ機会および広く健康について考え実践する機会を創出し、日常生活への取組に繋げることを目指した教室を実施します。	スポーツ推進課
4 元気に♪楽しく♪梅っこ体操	青梅市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操を軽体操として捉え、全世代への普及に向け、取組を行います。	スポーツ推進課 高齢介護課

上記事業のほか、第3章第3節第1項（2）一般介護予防事業（82ページ）により介護予防の推進を図ります。



第2節 はつらつと暮らすための総合的支援

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、生きがいを持っていると回答している方は全体の60.4%で、前回調査（平成25年度実施・83.1%）より20ポイント以上減少しています。また、会・グループ等の活動について、参加している割合は「趣味関係のグループ」が31.2%で最も高く、次いで「町内会・自治会」、「スポーツ関係のグループやクラブ」と続いています。全体的に前回調査よりも減少傾向となっています。

高齢者の地域活動への参加は、活動する高齢者自身の生きがいにつながり、介護予防や閉じこもり予防にもつながる効果があります。また、高齢者自身が仲間とともに社会参加を進めることで、周囲への相乗効果も期待できます。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの深化に向けて、サービス提供者と利用者の支える側と支えられる側という関係に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が共に支え合う地域づくりが求められています。地域コミュニティの強化や多世代の交流を深めるため、元気高齢者等の地域での社会参加を促進し、互助・共助による地域づくりがますます重要となっています。

【基本施策】

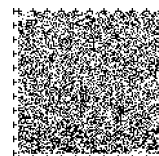
第1項 地域で活動する団体への支援

地域で活躍する高齢者クラブの活動をはじめ、自主グループ活動を支援するとともに、地域のスポーツクラブを活用し、主体的活動を支援し、活動の機会づくりを提供していきます。

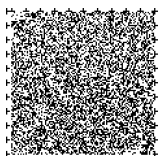
事業名	事業の内容	担当課
1 高齢者クラブへの支援	高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢介護課
2 自主グループ活動への支援	自主グループをホームページ等に掲載するなど、情報提供を行います。	社会教育課
3 スポーツクラブの活用	地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、高齢社会への対応を目的に、スポーツクラブを活用します。	スポーツ推進課

第2項 生きがいづくりと交流機会の促進

健康センターや市民センターのほか、地域の自治会館等も含めた各施設の利用や温泉保養施設利用助成事業などを通じて、高齢者の生きがいづくりと交流機会の促進を図ります。



事業名	事業の内容	担当課
1 温泉保養施設利用助成事業	市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢介護課
2 生涯学習の充実	高齢者が参加しやすい学習環境を整備します。 高齢者が学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるよう生涯学習の充実を図ります。	社会教育課
3 ウォーキングフェスタの開催	いつでも、どこでも、手軽にできるウォーキングの普及に努めます。 正しい理解の下、高齢者の体力増進、健康維持を図ります。	スポーツ推進課
4 高齢者の生きがづくり	自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	社会教育課
5 健康センター事業	市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、予防接種等の保健サービスを総合的に行っていきます。	健康課
6 高齢者センター事業 (地域保健福祉センター)	高齢者センター（地域保健福祉センター）は、施設の老朽化と利用状況から廃止としますが、現在センターにおいて行われている、健康増進、介護予防、交流活動等については、市内の公共施設等を利用した環境づくりを進めます。	高齢介護課
7 市民センター	地域の様々な情報が集約される拠点として、市民センターの機能充実など、高齢者の生涯学習活動の支援を図ります。	市民活動推進課
8 スポーツ施設・レクリエーション施設	高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できるスポーツ施設、レクリエーション施設の充実を図ります。	スポーツ推進課
9 都市公園等における健康遊具整備事業	高齢者の体力増進、健康維持のため、健康遊具の設置を図ります。 また、高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できる公園施設の充実を図ります。	公園緑地課



第3項 高齢者の能力活用

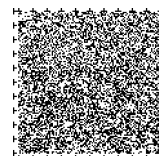
高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会を拡充するため、引き続きシルバー人材センターの運営支援、シルバーマイスター事業の普及を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 シルバー人材センターの運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢介護課
2 シルバーマイスター事業	優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦します。 活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	高齢介護課
3 協働によるまちづくり	優れた技能・知識・経験を有する高齢者を中心とした市民活動団体との協働事業を推進し、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	市民活動推進課

第4項 情報提供の充実

「高齢者の暮らしの手引」や「生涯学習だより」を作成するとともに、市の広報紙やホームページなどを活用し、健康づくりや社会参加に関する情報提供を進めていきます。

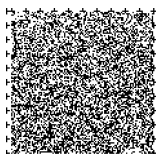
事業名	事業の内容	担当課
1 高齢者の暮らしの手引の作成・配付	高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。 高齢者がいる世帯に配付し、青梅市の高齢者施策の周知を図ります。	高齢介護課
2 生涯学習情報の提供	様々な生涯学習の機会を提供できるよう、「生涯学習だより」を発行するほか、生涯学習情報をホームページに掲載し、自主的な学習機会の拡充を図ります。	社会教育課
3 情報媒体の充実	健康づくり関連事業をはじめとした、高齢者に関する情報を市の広報紙やホームページ等を活用して紹介します。	健康課 社会教育課 高齢介護課



第5項 高齢者を敬う機会の実施

市民が高齢者に対し、敬老と長寿を祝うことを目的として、敬老金の贈呈と敬老会の開催を継続します。

事業名	事業の内容	担当課
1 敬老金贈呈	敬老と長寿を祝うことを目的に、敬老金条例にもとづき敬老金を贈呈します。	高齢介護課
2 敬老会開催	開催方法等について検討しながら敬老会を開催します。	高齢介護課
3 高齢者憲章の制定	市民が高齢者を敬うとともに、高齢者が希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる長寿社会の実現を目指すため、高齢者憲章を制定します。	高齢介護課



第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち

高齢者を災害や犯罪の被害から守るとともに、道路環境など福祉のまちづくりの整備を進め、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、バスや電車等により一人で外出している方は84.0%で、大部分の高齢者が一人で外出している一方、できない方は5.3%、できるけどしていない方は9.2%となっています。外出する際の移動手段は「徒歩」が64.6%で最も多く、次いで、自動車（自分で運転）、電車の順となっています。

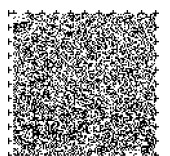
高齢者や障害者を含めた全ての人が、お互いに人格や個性を尊重し、共に支え合う福祉のまちづくりを進めていくことが求められています。身体能力を補完しながら、誰もが目的を持った日常行動や地域・社会への参加が可能となるよう、環境整備を進める必要があります。

【基本施策】

第1項 公共建築物等のバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年）、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年）、青梅市福祉のまちづくり整備要綱（平成6年）に従い、公共建築物等の出入口・廊下・階段・エレベーター・手洗い・駐車場等のバリアフリー化に向けて、引き続き整備を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	福祉総務課



第2項 歩行者空間の整備と交通安全対策

歩道や市道区画線等の整備を行い、高齢者の外出の安全を図るとともに、交通安全教育を実施し、高齢者の交通安全対策を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 歩道の整備	幅員の狭い歩道の拡幅や段差の解消などの整備を行います。	土木課
2 市道区画線等の整備	市道の区画線や文字表示などの新設、薄くなった区画線等の再設置により歩行者と車両の通行区分を明確にし、交通安全対策を図ります。	土木課
3 交通安全教育の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	市民安全課

第3項 住宅の安全対策の推進

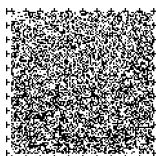
家具転倒防止器具給付事業を通じて、高齢者の生命と財産を地震災害から守るよう、住宅の安全対策を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢介護課 防災課

第4項 高齢者虐待の防止等の推進

高齢者が尊厳ある生活を送れるように、高齢者虐待の未然防止や、早期発見に努め、迅速かつ適切な対応を行っていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 権利擁護事業	「青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用支援その他の高齢者に対する権利擁護に引き続き取り組みます。 関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	高齢介護課 障がい者福祉課



第2節 生活安全対策の強化

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、日常生活の中で不安を感じたり心配になったりすることとして、「地震や台風などの自然災害」が、「自分や家族の健康」「生活費や医療・介護などの費用」に次いで3番目に多くなっています。

このようなことから災害時や緊急時における高齢者の安全を保持する対策が求められています。

また、消費者庁による平成28年度版消費者白書によれば、全国の消費生活センター等に寄せられる高齢者の消費生活相談件数は、平成25年以降では減少傾向にありますが、平成24年以前に比べると依然として高水準にあり、見守りを強化していくことが重要としています。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していく中で、高齢期の安全・安心な生活を守る対策の強化が求められています。

【基本施策】

第1項 緊急時の安全確保

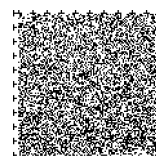
ひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、緊急時に救急車の出動などの救護が受けられる緊急通報システム事業を継続して実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	高齢介護課

第2項 防火対策の推進

高齢者のみ世帯の生活の安全を確保するため、火災で緊急事態に陥ったときに、火災警報器と専用通報機との連動により、消防車が出動する火災安全システム事業を継続して実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 火災安全システム事業	家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	高齢介護課



第3項 防災対策の推進

自治会、自主防災組織、民生児童委員合同協議会、高齢者クラブ、介護サービス事業者などと連携し、避難訓練等への高齢者の参加を積極的に呼び掛けるとともに、災害時の避難誘導・救出・救護および安否確認の把握・伝達体制を強化します。

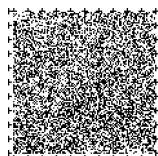
市内特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、市の要請により被災した高齢者の受入れを行うなど、支援体制づくりを推進します。

事業名	事業の内容	担当課
1 防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者を守るため、防災訓練などを行います。訓練を通じて、防災意識の向上と応急活動体制の充実を図ります。	防災課 高齢介護課
2 市内特別養護老人ホーム等との災害協定	特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、大規模災害時の速やかな応急対策活動に備えます。	高齢介護課
3 避難行動要支援者の支援	災害発生時等の避難の際に配慮が必要な方（避難行動要支援者）の台帳を整備し、自主防災組織などの避難支援等関係者による平常時からの声かけ等、支援協力体制の強化に努めます。	防災課 高齢介護課

第4項 防犯対策の推進

警察等の関係機関との連携の下に、各種啓発を行い、高齢者が安全・安心に生活が送れるよう支援していきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 消費生活に関する啓発相談事業	悪質商法被害防止等について、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や消費生活相談を実施します。	市民安全課
2 犯罪防止のための情報提供の促進	特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、チラシの配付、市広報への記事掲載、犯罪発生情報の配信など、関係機関と連携して、啓発に努めます。	市民安全課



第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち

介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が要支援状態になっても、住み慣れた地域で、自立して暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 総合的な生活・居住支援の充実

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、助かると思う地域の手助けとして「安否確認の声かけ」が23.0%で最も多く、次いで「ちょっとした力仕事」、「気軽にいける居場所の提供」、「通院の送迎や外出の手助け」、「話し相手や相談相手」と続き、日常生活上の支援が求められています。

また、国においては平成28年3月に閣議決定された新たな住生活基本計画において、高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給および高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現が目標として掲げられています。また、在宅での生活を支える上で、夜間・休日の相談に応じる体制の整備も求められています。

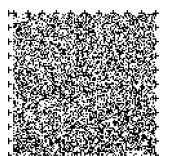
団塊世代が75歳以上に達する平成37（2025）年を見据え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、総合的かつきめ細かな生活支援のサービス体制が求められます。

【基本施策】

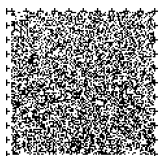
第1項 生活支援サービスの充実

高齢者の日常生活を支えるため、身近な地域での在宅介護に関する総合相談先としての在宅介護支援センター事業のほか、配食サービス等各種生活支援サービスを継続して実施していきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 在宅介護支援センター事業	地域の要介護高齢者およびその家族の在宅介護を支援するため、在宅介護に関する総合的な相談に応ずるとともに、関係機関との連絡調整の便宜を供与する在宅介護支援センターの事業を継続します。 なお、市民に、よりわかりやすい窓口とするため、地域包括支援センターへ統合します。	高齢介護課
2 配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。 なお、民間事業者によるサービス状況を踏まえながらあり方を検討します。	高齢介護課



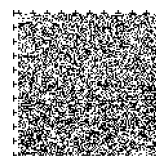
3 高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。 福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	高齢介護課
4 養護老人ホーム	環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	高齢介護課
5 寝具乾燥サービス事業	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。 寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	高齢介護課
6 訪問理美容サービス事業	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。 介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	高齢介護課
7 紙おむつ等給付事業	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。 介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	高齢介護課
8 日常生活用具給付事業	65歳以上で、介護保険で非該当と認定された方で、日常生活用具の給付が必要な高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	高齢介護課
9 住宅改造費助成事業	住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢介護課



第2項 多様な住まいの確保

いつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者に対する住まいの支援や各種情報提供を進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 居住系サービスの整備	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応します。	高齢介護課
2 高齢者住宅事業 (シルバーピア)	入居者が安心して生活できるよう配慮した高齢者専用の住宅に生活協力員を配置し、生活の安定を図ります。	住宅課
3 サービス付き高齢者向け住宅の整備	サービス付き高齢者向け住宅については、青梅市住宅マスタープランに沿って対応します。	住宅課
4 東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録閲覧制度	東京都の制度である「高齢者であることを理由に入居を拒まない物件情報」の閲覧・紹介を行います。	住宅課
5 住替え支援事業	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行うため、居住支援協議会の設立を検討します。	住宅課 高齢介護課 障がい者福祉課
6 住宅相談会	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、住宅の新築、増改築、リフォーム、売買、賃貸等およびマンションの修繕、維持管理等に関する相談について適切な助言を行います。	住宅課



第2節 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、地域づくりの活動への参加意向は、参加者としては、9.3%の方が是非参加したい、51.1%の方が参加してもよいと答えており、企画・運営としては、2.6%の方が是非参加したい、32.6%の方が参加してもよいと答えています。このように多くの方に参加意向がありながら、実際には地域活動に参加されている方はあまり多くないという現状があり、地域活動への参加促進が課題となっています。

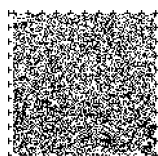
また、国の基本的な指針においては、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務としており、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを形成し、公的なサービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現が求められています。高齢者の支援に加え、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍していくことが期待されています。

【基本施策】

第1項 ボランティア活動等の支援

青梅市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターの運営を支援し、関係団体同士の連携を強め、高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者が地域を支える担い手として活躍できるような基盤整備を進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 ボランティア・市民活動センターの運営	センターにおいて各種団体と市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。 市民のボランティア活動、NPO活動を支援する拠点機能の充実を図ります。	市民活動推進課



第2項 福祉コミュニティづくりの推進

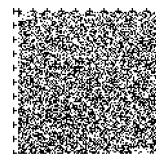
地域福祉の中心的な存在である自治会や民生児童委員合同協議会、社会福祉協議会などの活動や運営を引き続き支援し、各組織を通じて高齢者を見守る福祉コミュニティづくりを進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 自治会との連携	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する声かけや安否確認について、自治会との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。	市民活動推進課 高齢介護課
2 民生児童委員合同協議会との連携	支援を必要とする高齢者に対し、民生児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生児童委員と意見交換等の場を設けます。	福祉総務課 高齢介護課
3 社会福祉協議会等との連携	地域における民間福祉団体の中心的組織である社会福祉協議会および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。	福祉総務課 高齢介護課

第3項 見守りネットワークの充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、民間事業者等との協力による安否確認や認知症高齢者の早期発見に向けた見守りネットワークの構築を進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 高齢者安心サポート事業	高齢者安心サポート事業を通じて、「燃やすごみが排出されていない」「新聞受けに新聞がたまっている」など、高齢者世帯の生活状態に変化が見られる場合に、事業者からの情報提供により安否の確認を行います。	清掃リサイクル課
2 民間事業者との協定による連携	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢介護課
3 見守り・SOSネットワークの強化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、警察や民間事業者等関係団体、市民の協力による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	高齢介護課



第3節 地域支援事業による自立支援の充実

【現状と課題】

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始し、これに伴い、予防給付の訪問介護および通所介護を全国一律の基準にもとづく給付サービスから、総合事業における地域の実情に応じた訪問型サービスおよび通所型サービスに移行しました。

また、第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域の支え合い体制づくりの推進に関する検討を開始しています。

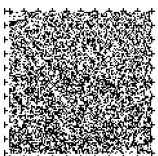
住民を含めた多様な主体が連携して高齢者を支えていくために、総合事業の効果的な実施による介護予防の推進、地域での支え合い体制の整備および多職種連携の充実を図っていく必要があります。

認知症の人が増えていくに当たり、認知症の予防と認知症になっても住みやすいまちづくりが求められます。

【基本施策】

第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

平成29年4月から実施している総合事業は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにもとづき、訪問型サービスおよび通所型サービス等を提供する介護予防・生活支援サービス事業と住民主体の場を充実させ、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進等を実施する一般介護予防事業で構成されます。



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、国の基準による訪問型・通所型サービスに加え、元気高齢者等が担い手となる生活支援サービスや閉じこもり防止のための通所型サービス等を提供していきます。

① 訪問型サービス

訪問介護等による身体介護・生活援助サービスを実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 訪問型サービス事業	国の基準による訪問型サービスを実施します。	高齢介護課
2 基準緩和型訪問サービス事業 (訪問型サービスA)	家事援助を主とした訪問型サービスを実施します。	高齢介護課
3 おうめ生活サポーターサービス (訪問型サービスA)	元気高齢者等による、家事等の生活支援サービス(おうめ生活サポーターサービス)を実施します。	高齢介護課
4 短期集中型予防サービス事業 (訪問型サービスC)	運動機能向上などの事業を、短期集中的に実施します。	高齢介護課

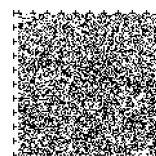
② 通所型サービス

通所介護等による機能訓練や集いの場などのサービスを実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 通所型サービス事業	国の基準による通所型サービスを実施します。	高齢介護課
2 軽度者向けの通所型サービス (通所型サービスA)	閉じこもり防止や自立支援の通所型サービスを実施します。	高齢介護課
3 短期集中型予防サービス事業 (通所型サービスC)	運動機能向上などの事業を、短期集中的に実施します。	高齢介護課

③ その他の生活支援サービス

生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。



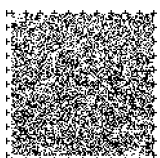
④ 介護予防ケアマネジメント

事業名	事業の内容	担当課
1 介護予防ケアマネジメント事業	介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるよう、アセスメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。	高齢介護課

(2) 一般介護予防事業

第6期計画より、一般介護予防事業として、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進することとなりました。

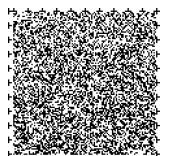
健康づくり事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、住民運営の通いの場や、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていきます。また、地域における介護予防の取組の機能強化に向け、地域におけるリハビリテーション専門職等の関与の促進に努めていきます。



事業名	事業の内容	担当課
1 介護予防事業対象者把握事業 (介護予防把握事業)	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢介護課
2 介護予防講演会 (介護予防普及啓発事業)	介護予防に関する講演会を開催します。介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢介護課
3 介護予防教室 (介護予防普及啓発事業)	介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	高齢介護課
4 介護予防リーダー養成事業 (地域介護予防活動支援事業)	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢介護課
5 介護予防運動等の普及・啓発 (関連事業：元気に♪楽しく♪梅っこ体操)	青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民(市民)を主体とした介護予防、健康づくりを支援します。	高齢介護課
6 介護予防機能の強化 (地域介護予防活動支援事業)	介護予防リーダーなどのボランティアの協力により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢介護課
7 高齢者クラブ健康づくりモデル事業 (地域介護予防活動支援事業)	ウォーキングを取り入れた健康づくりなどのモデル事業を支援します。 事業を通じて地域活動組織の育成を図ります。	高齢介護課
8 地域リハビリテーション活動支援事業	市民への介護予防や、ケアマネジメント支援へ、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢介護課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（平成29年度）	目標値
2	介護予防講演会の開催回数	2回/年	2回/年
3	介護予防教室の受講人数	延べ712人/年	延べ960人/年
5	梅っこ体操普及教室開催回数	6回/年	6回/年
6	自主グループの数	20か所 (平成30年1月末現在)	36か所



第2項 地域包括支援センターの機能強化

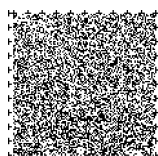
高齢者の方が、地域で尊厳を持って、自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの各事業について、一体的、総合的に取り組みます。地域包括ケアシステムの深化に向け、その中核的な機関である地域包括支援センターを適切に運営し、官民を問わず多様な機関との連携協働によるネットワーク体制の充実を図ります。また、人員体制の強化や、継続的な評価・点検により、センターの機能を強化していきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 総合相談支援事業	高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。 地域の民生児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	高齢介護課
2 包括的・継続的ケアマネジメント支援	ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。	高齢介護課
3 地域包括支援センターの機能強化	全地域包括支援センターおよび職種ごとのグループによる連絡会や勉強会を定期的で開催し、職員の資質向上を図ります。 地域包括支援センター事業の評価について検討・実施します。 市民に、よりわかりやすい窓口とするため、在宅介護支援センター機能を包含します。	高齢介護課

上記事業のほか、第2章第1節第4項の権利擁護事業（72 ページ）、第3章第3節第1項（1）④介護予防ケアマネジメント（82 ページ）を実施します。

第3項 認知症施策の推進

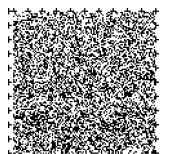
認知症の人を地域で支え、認知症になっても住みやすいまちづくりを目指すため、認知症サポーターの養成と普及に努め、認知症家族の会等の関係団体と連携し、認知症高齢者とその家族への支援を強化していきます。認知症の早期発見・早期診断の体制整備を進めるとともに、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。



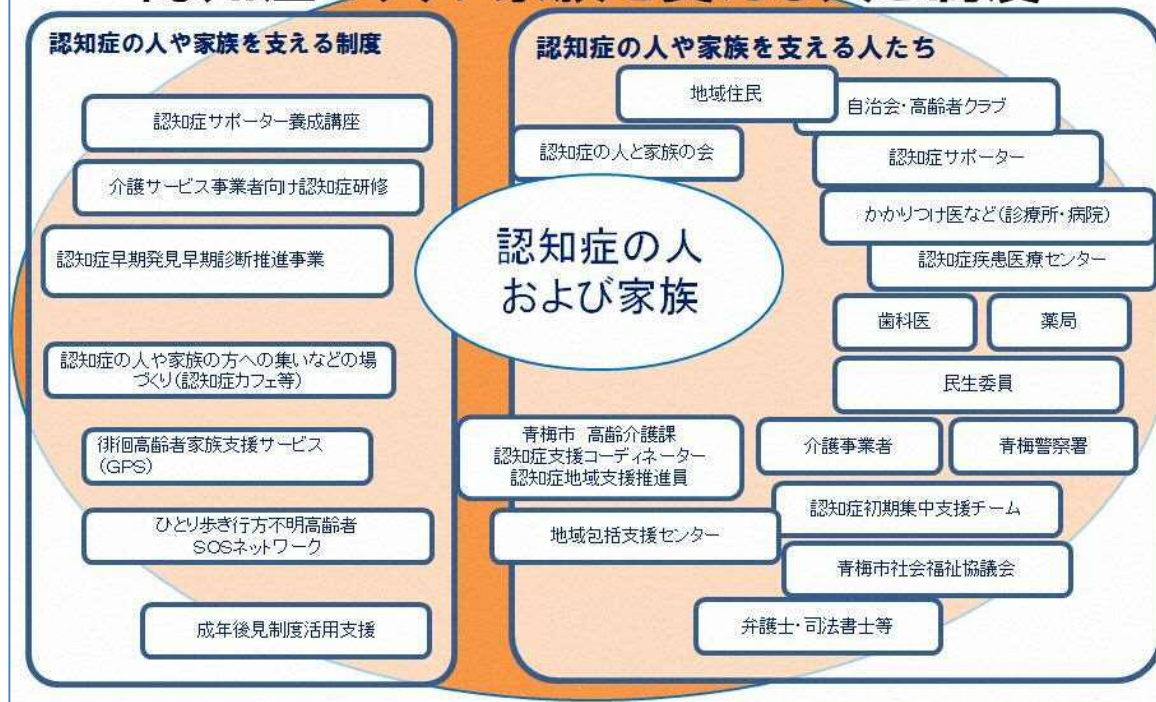
事業名	事業の内容	担当課
1 成年後見制度の活用支援 (関連事業: 権利擁護事業)	社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	福祉総務課 高齢介護課
2 認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するための講師を派遣します。	高齢介護課
3 介護サービス事業者認知症研修会の実施	介護サービス事業者を対象に、認知症への理解をさらに深めるため、研修会を実施します。	高齢介護課
4 徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊高齢者を探索するための位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢介護課
5 認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢介護課
6 認知症支援コーディネーター事業	認知症支援コーディネーターを配置し、個別ケース支援のバックアップを担い、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢介護課
7 認知症地域支援推進員の設置	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族からの相談を受けたり、医療、介護の連携支援や研修会開催など、地域における支援体制の構築を進めます。	高齢介護課
8 認知症疾患医療センター等との連携	受診困難等認知症の疑いのある高齢者等を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢介護課
9 認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついておらず認知症または認知症の恐れのある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢介護課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値 (平成 29 年度)	目標値
2	認知症サポーター数	延べ 4,060 人 (平成 30 年 1 月末現在)	延べ 8,000 人
5	認知症カフェの設置数	0 か所	3 か所
5	認知症家族会の設置数	1 か所	3 か所



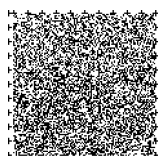
認知症の人や家族を支える人と制度



第4項 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携推進を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 在宅医療・介護連携に関する会議の実施	在宅医療、介護連携に関する会議を開催し、課題の抽出と対応の検討を行います。	高齢介護課
2 在宅医療・介護連携に関する研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。	高齢介護課
3 在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢介護課
4 地域の医療・介護サービス資源の把握	地域の医療機関や介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、必要に応じて連携に有用な項目等の情報について地域の医療・介護関係者と共有します。	高齢介護課



5 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築の推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	高齢介護課
6 医療・介護関係者の情報共有の支援	地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢介護課
7 在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の連携を支援する相談窓口の設置等により、連携の取組を支援します。	高齢介護課
8 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	同一の二次医療圏内にある市町村等で必要な事項について連携します。	高齢介護課

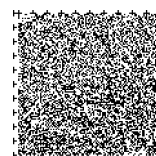
第5項 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、多様な生活支援サービスが求められています。サービスを担う民間事業者、社会福祉法人、ボランティア等の多様な事業主体への支援を行い、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢介護課

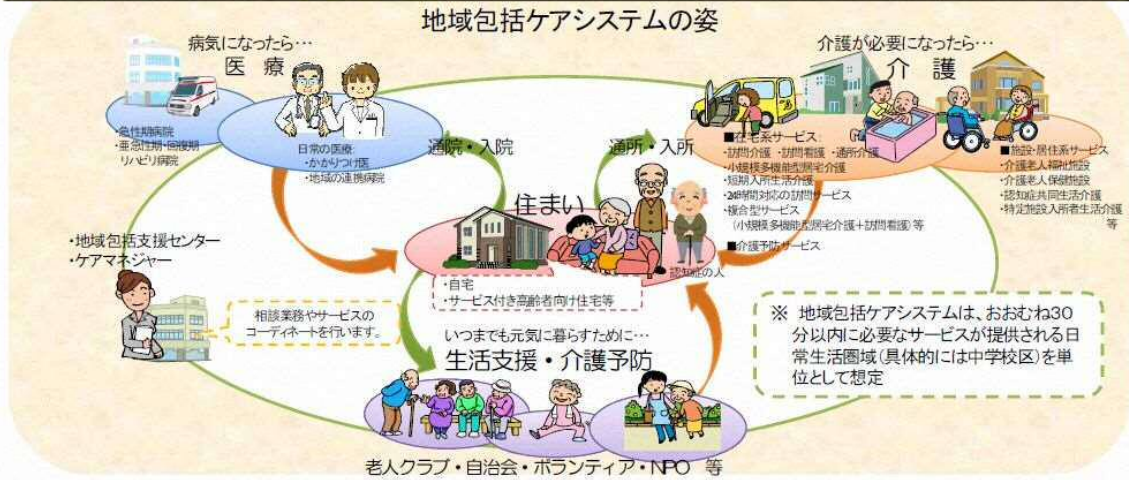
事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（平成29年度）	目標値
1	第2層協議体設置数	0か所	3か所
1	第2層生活支援コーディネーター人数	0人	3人

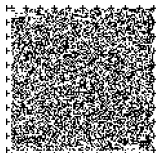
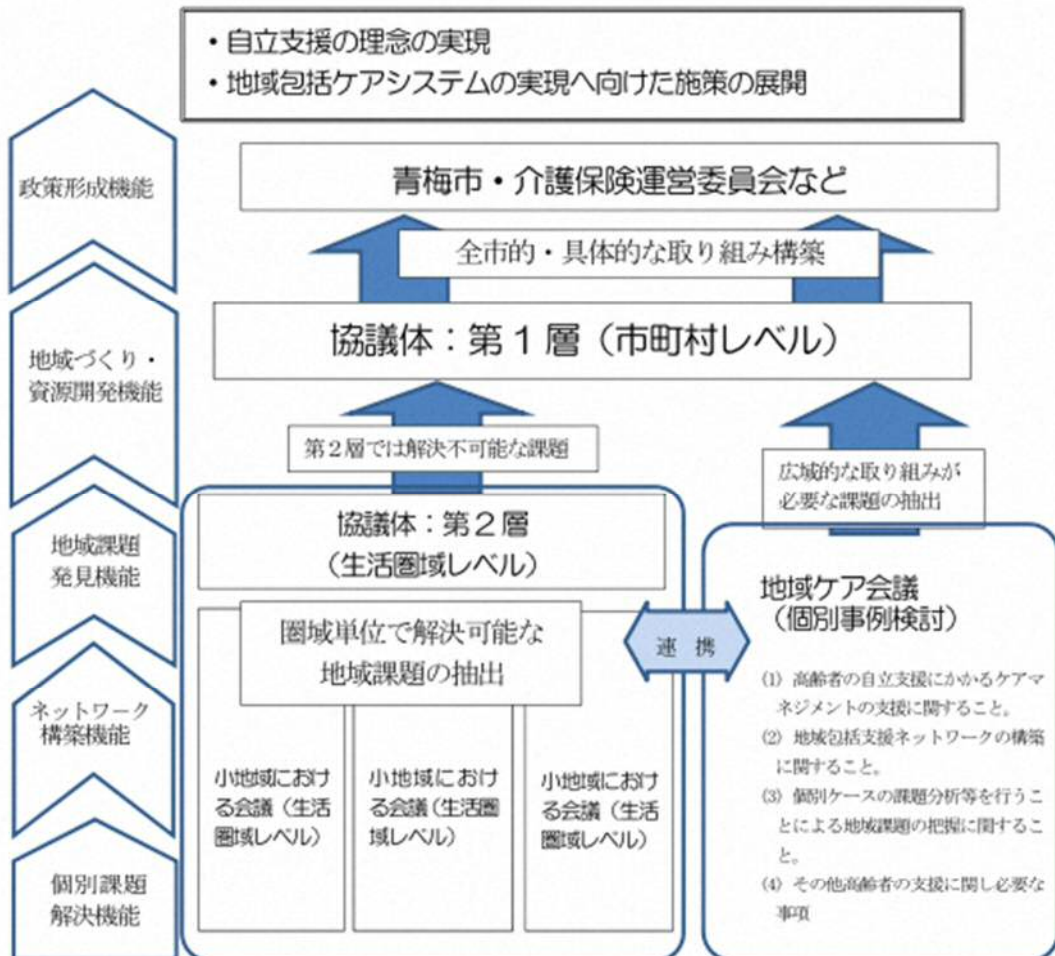


地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



青梅市の地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて



第6項 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実や、社会基盤の整備を進めていくに当たって、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等に向けて、地域ケア会議を推進していきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 地域ケア会議の推進	地域ケア会議を開催し、個別事例の検討を通じた多職種協働によるケアマネジメント支援を行い、地域のネットワーク構築を図ります。さらに、地域課題の把握へとつなげます。	高齢介護課

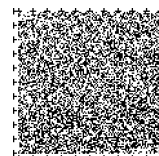
事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（平成29年度）	目標値
1	検討事例数	18 事例/年	18 事例/年

第7項 任意事業の推進

本市の地域特性と高齢者の実情を勘案し、介護給付適正化事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、地域自立生活支援事業を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 介護サービス事業者連絡会	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者連絡会を行います。	高齢介護課
2 居宅介護支援事業者連絡会	ケアマネジャーの情報交換と連絡協議の場として居宅介護支援事業者連絡会を行います。	高齢介護課
3 介護給付費通知の発送	介護サービス利用者に、実際に利用しているサービスの種類・費用を通知します。 利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	高齢介護課
4 家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢介護課
5 家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢介護課
6 成年後見制度申立事業	身寄りがいない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判申立てを行います。	高齢介護課
7 介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢介護課



第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち

介護保険事業を健全・円滑に運営し、介護が必要になっても自立した生活を継続するために、自らの意思で、必要な介護サービスを安心して受けられるまちの実現を目指します。

第1節 介護保険事業の健全な運営

【現状と課題】

高齢者が要介護状態になっても、自立した生活ができ、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要量の整備を図ります。他の介護サービスについても、中長期的な視点に立った基盤の充実が必要です。

利用者に対しては、自立支援にもとづいた適切なサービスが実施されるよう、介護サービスの向上が求められています。

また、介護サービスの安定した供給を図るため、介護人材の確保と定着に向けた取組が求められています。

【基本施策】

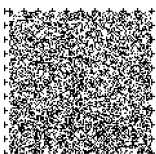
第1項 介護サービスの充実

(1) 居宅サービス

各サービスの利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量 (供給量) を設定します。

① 訪問系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービスです。
2 (介護予防) 訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行うサービスです。
3 (介護予防) 訪問看護	看護師等が、居宅を訪問して主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
4 (介護予防) 訪問リハビリテーション	主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
5 (介護予防) 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

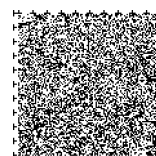


② 通所系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 通所介護 (デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。
2 (介護予防)通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士等が行うサービスです。
3 (介護予防)短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。
4 (介護予防)短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

③ その他の居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 (介護予防)福祉用具貸与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出すサービスです。
2 (介護予防)福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、負担割合に応じて年間10万円を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。
3 (介護予防)住宅改修	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に負担割合に応じて20万円を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。
4 (介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。
5 (介護予防)居宅介護支援	ケアマネジャー等が利用者、家族、関係事業者等と協議して、居宅介護サービス計画および介護予防サービス計画の作成やサービス提供の支援をするサービスです。



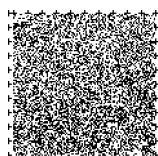
(2) 地域密着型サービス

3つの日常生活圏域の特性や高齢者の実態を踏まえ、要介護または要支援の認定を受けた方が、住み慣れた地域で介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを整備・充実します。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量(供給量)を設定します。

① 地域密着型サービス

サービス名	サービスの内容
1 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症の方に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練等を行うサービスです。
2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望を組み合わせ、「泊まり」や「訪問」を行うサービスです。
3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が家庭的な環境の中で共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等を受けるサービスです。
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
5 看護小規模多機能型居宅介護 (旧名称: 複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。
6 地域密着型通所介護	利用定員18名以下の小規模型の日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。



② 地域密着型サービスの事業所数と整備目標

1. (介護予防) 認知症対応型通所介護 (デイサービス)

区分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
利用 (見込) 者数 / 日	26	31	34	42	45	46
事業所数	4	4	4	4	4	4

2. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

区分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
登録 (見込) 者数 / 月	45	39	43	45	49	50
事業所数	2	2	2	2	2	2

3. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

区分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
利用 (見込) 者数 / 日	80	80	80	83	96	96
ユニット数	9	9	9	9	10	10

※ ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、青梅市では現在定員9名となっております。

※ 利用 (見込) 者数には他市町村にあるグループホームの利用者も含まれます。

4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

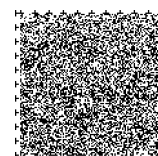
第7期計画期間中に1事業所整備を目指し、事業所からの相談に随時応じながら検討することとします。

5. 看護小規模多機能型居宅介護

区分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
登録 (見込) 者数 / 月	19	22	21	25	29	29
事業所数	1	1	1	1	1	1

6. 地域密着型通所介護

区分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
登録 (見込) 者数 / 月		129	133	156	165	197
事業所数		19	17	17	17	17



(3) 施設サービス

本市には、介護老人福祉施設が 24 施設、介護老人保健施設が 3 施設、介護療養型医療施設が 4 施設あります。

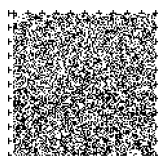
介護保険法改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、指定介護老人福祉施設の入所基準が、原則要介護 3 以上となり、要介護 1 または 2 については、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合に、入所が認められることとなりました。

また、地域包括ケアシステムの深化に向けて、医療と介護の連携の推進の観点から、日常的な医学管理や、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備える施設として、介護医療院が創設されます。

介護療養型医療施設は平成 30 (2018) 年 3 月末に設置期限を迎えることとなっていました、平成 36 (2024) 年 3 月までと 6 年間延長されました。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、平成 30 (2018) 年度から平成 32 年 (2020) 度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量 (供給量) を設定します。

施設類型	サービスの内容
1 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所するサービスです。
2 介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している人に、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行い、家庭への復帰を支援するサービスです。
3 介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供します。 平成 30 年 4 月より創設されます。
4 介護療養型医療施設	医学的管理の下、長期にわたる療養が必要な人のための病床です。 医療、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。(平成 36 (2024) 年 3 月までに廃止予定)



第2項 介護サービス見込量および費用額の適正な推計

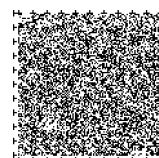
(1) 介護給付サービスの見込量および費用額

各サービスごとの推計額は、一定以上所得者の利用者負担見直し（3割負担）による影響前の額となっています。

① 居宅サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
訪問介護	給付費	302,839	333,763	366,876	605,229
	回数	8,506.1	9,355.0	10,289.5	16,975.6
	利用者数	467	511	563	930
訪問入浴介護	給付費	76,811	81,818	84,750	115,698
	回数	524.2	558.1	578.1	789.2
	利用者数	99	105	109	149
訪問看護	給付費	184,479	196,998	209,505	293,742
	回数	2,578.2	2,749.5	2,924.1	4,099.1
	利用者数	341	361	384	538
訪問リハビリテーション	給付費	58,675	61,751	64,406	81,125
	日数	1,590.9	1,673.4	1,745.4	2,198.6
	利用者数	155	163	170	214
居宅療養管理指導	給付費	57,163	61,802	66,059	93,634
	利用者数	444	480	513	727
通所介護	給付費	736,563	773,893	806,855	1,044,393
	回数	8,016.7	8,422.1	8,781.6	11,359.7
	利用者数	849	892	930	1,203
通所リハビリテーション	給付費	360,360	388,222	418,530	603,151
	回数	3,318.1	3,571.2	3,849.6	5,547.3
	利用者数	393	423	456	657
短期入所生活介護	給付費	266,672	285,791	308,633	446,351
	日数	2,652.2	2,841.4	3,069.3	4,433.0
	利用者数	253	271	293	422
短期入所療養介護	給付費	34,565	38,936	42,477	64,235
	日数	266.3	300.0	327.0	494.2
	利用者数	39	44	48	72
特定施設入居者生活介護	給付費	183,074	196,138	212,364	318,381
	利用者数	81	87	94	141
福祉用具貸与	給付費	202,858	216,866	230,665	316,617
	利用者数	1,174	1,255	1,335	1,832



② 地域密着型サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

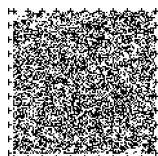
種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	13,888	17,438	18,431	83,264
	利用者数	6	7	7	37
認知症対応型通所介護	給付費	127,244	145,367	161,681	304,882
	回数	953.0	1,088.4	1,208.3	2,280.3
	利用者数	88	100	111	210
小規模多機能型居宅介護	給付費	98,969	105,660	109,591	129,836
	利用者数	39	42	43	51
認知症対応型共同生活 介護	給付費	257,822	298,928	298,796	298,796
	利用者数	82	95	95	95
地域密着型特定施設入 居者生活介護	給付費	2,233	2,234	2,234	2,234
	利用者数	1	1	1	1
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	給付費	3,551	3,553	3,553	3,553
	利用者数	1	1	1	1
看護小規模多機能型居 宅介護	給付費	67,959	75,227	75,227	76,763
	利用者数	25	29	29	29
地域密着型通所介護	給付費	267,154	286,414	337,543	509,731
	回数	2,698.3	2,881.1	3,407.3	5,137.2
	利用者数	278	296	351	523

③ 施設サービス

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
介護老人福祉施設	給付費	2,835,878	3,017,822	3,231,617	4,516,986
	利用者数	925	984	1,054	1,474
介護老人保健施設	給付費	890,798	959,988	1,013,334	1,394,689
	利用者数	273	294	310	427
介護医療院	給付費	0	130,114	263,346	391,174
	利用者数	0	32	65	99
介護療養型医療施設	給付費	414,231	278,806	137,410	
	利用者数	101	68	33	

※ 平成 37 (2025) 年度の介護療養型医療施設は、介護医療院に含んでいます。



④ 居宅介護福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
福祉用具購入	給付費	9,929	10,300	10,606	11,612
	利用者数	30	31	32	35

⑤ 居宅介護住宅改修

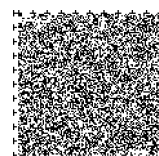
(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
住宅改修	給付費	27,537	28,480	31,150	40,942
	利用者数	31	32	35	46

⑥ 居宅介護サービス計画

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
居宅介護支援	給付費	355,066	378,536	401,880	563,167
	利用者数	2,002	2,131	2,262	3,165



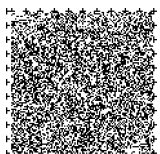
(2) 予防給付サービスの見込量および費用額

各サービスごとの推計額は、一定以上所得者の利用者負担見直し（3割負担）による影響前の額となっています。

① 介護予防サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
介護予防訪問入浴介護	給付費	793	793	887	1,284
	回数	8.0	8.0	9.0	13.0
	利用者数	2	2	3	4
介護予防訪問看護	給付費	15,740	15,747	15,747	15,380
	回数	273.5	273.5	273.5	267.0
	利用者数	46	46	46	45
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	11,726	13,934	16,219	32,073
	日数	342.9	407.5	474.3	937.4
	利用者数	41	49	57	112
介護予防居宅療養管理指導	給付費	4,473	4,632	4,341	3,917
	利用者数	31	32	30	27
介護予防通所リハビリテーション	給付費	70,767	75,194	79,589	106,922
	利用者数	177	188	199	267
介護予防短期入所生活介護	給付費	4,221	4,223	4,223	3,752
	日数	55.2	55.2	55.2	49.3
	利用者数	10	10	10	9
介護予防短期入所療養介護	給付費	2,060	2,061	2,061	2,927
	日数	18.9	18.9	18.9	26.5
	利用者数	5	5	5	7
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	13,560	15,593	11,870	8,479
	利用者数	16	20	14	10
介護予防福祉用具貸与	給付費	20,322	23,788	27,883	61,175
	利用者数	377	441	517	1,135



② 地域密着型介護予防サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費	3,819	3,796	4,473	6,240
	回数	36.3	36.0	41.7	60.6
	利用者数	7	7	8	12
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費	5,055	5,729	5,729	5,729
	利用者数	6	7	7	7
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	2,796	2,797	2,797	2,797
	利用者数	1	1	1	1

③ 介護予防福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
介護予防福祉用具購入	給付費	2,245	2,028	2,028	2,677
	利用者数	8	7	7	10

④ 介護予防住宅改修

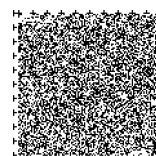
(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
介護予防住宅改修	給付費	13,584	13,584	13,400	14,278
	利用者数	14	14	14	15

⑤ 介護予防サービス計画

(単位：千円、人/月)

種別	区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
介護予防支援	給付費	40,161	39,088	37,248	34,204
	利用者数	699	680	648	595



(3) 介護給付等対象サービスの給付費総額の見込 (まとめ)

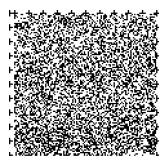
(単位：千円)

区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
標準給付費計	8,703,626	9,300,938	9,891,517	13,720,139
給付費計 (介護給付+予防給付)	8,047,640	8,597,832	9,136,014	12,612,019
介護給付	7,836,318	8,374,845	8,907,519	12,310,185
居宅介護サービス	2,464,059	2,635,978	2,811,120	3,982,556
地域密着型介護サービス	838,820	934,821	1,007,056	1,409,059
施設介護サービス	4,140,907	4,386,730	4,645,707	6,302,849
居宅介護福祉用具購入	9,929	10,300	10,606	11,612
居宅介護住宅改修	27,537	28,480	31,150	40,942
居宅介護サービス計画	355,066	378,536	401,880	563,167
予防給付	211,322	222,987	228,495	301,834
介護予防サービス	143,662	155,965	162,820	235,909
地域密着型介護予防サービス	11,670	12,322	12,999	14,766
介護予防福祉用具購入	2,245	2,028	2,028	2,677
介護予防住宅改修	13,584	13,584	13,400	14,278
介護予防サービス計画	40,161	39,088	37,248	34,204
審査支払手数料	7,337	7,735	8,154	10,619
高額介護 (介護予防) サービス費	238,993	270,811	311,194	617,341
特定入所者介護 (介護予防) サービス費	385,570	398,500	405,595	438,613
高額医療合算介護 (介護予防) サービス費	24,086	26,060	30,560	41,547

(4) 一定以上所得者の利用者負担および消費税率等の見直しに伴う財政的影響後の給付費総額

(単位：千円)

区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
影響前の標準給付費計 (A)	8,703,626	9,300,938	9,891,517	13,720,139
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額 (B)	4,012	6,465	6,944	10,020
消費税率等の見直しを勘案した影響額 (C)	0	103,268	219,828	303,456
影響後の標準給付費計 (A) - (B) + (C)	8,699,614	9,397,741	10,104,401	14,013,575



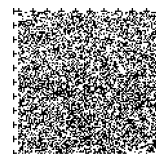
第3項 地域支援事業見込量および費用額の適正な推計

(1) 地域支援事業の見込量および費用額

※ 介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、平成 29 年度から包括的支援事業から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

(単位：所、千円)

区分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 37 年度 (2025)
地域包括支援センター設置数	3	3	3	3
介護予防・日常生活支援総合事業	232,785	238,685	246,157	289,771
訪問型サービス	35,834	36,725	37,856	44,612
通所型サービス	164,212	168,310	173,536	204,684
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	27,701	28,394	29,277	34,540
審査支払手数料	442	453	467	551
高額介護予防サービス費相当事業	35	36	37	44
一般介護予防事業	4,561	4,767	4,984	5,340
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	120,249	120,249	120,249	120,249
任意事業 (介護給付適正化事業・家族介護支援 事業等・その他の事業)	3,613	3,615	3,635	3,736
包括的支援事業 (社会保障充実分)	30,633	30,633	30,633	30,633
地域支援事業費計	387,280	393,182	400,674	444,389



第4項 介護保険サービスの円滑な提供

(1) 連携体制の強化

① 保健・医療・福祉・介護の連携強化

保健・医療・福祉・介護は、それぞれが個々に提供されるのではなく、それぞれの機能と役割を十分に踏まえた上で効果的に組み合わせて提供される必要があります。

そのため、保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実していきます。

② 事業者等との連携強化

要介護者等に対して、介護給付等の対象サービスを円滑に提供し、また、その資質の向上を図るため、本市と介護サービス事業者間およびサービス事業者相互の定期的な情報交換と連絡協議の場としての「介護サービス事業者連絡会」を引き続き実施します。

また、ケアマネジャー同士の情報交換や連絡、協議の場としての「居宅介護支援事業者連絡会」を通し、ケアマネジャー研修会などを開催して、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

③ 障害福祉部門との連携

国の地域共生社会の実現の取組の中で、高齢者と障害児者が同じ事業者でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度に、新たに「共生型サービス」が位置付けられます。

このサービスについては、今後の国の検討状況や事業者の参入意向等を踏まえ、障害福祉部門と連携を図り対応を検討します。

(2) 相談・情報提供体制の充実

① 相談窓口の充実

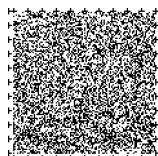
保健・医療・福祉・介護サービスについて、一体的な相談に応ずるため、在宅介護支援センター機能は地域包括支援センターとの統合を行い、地域の高齢者や家族からの多様なニーズや相談に総合的に対応します。

また、市は保険者として、介護保険に関する相談窓口を開設しており、相談内容の多様化に伴って、ときには関係機関と連携を取りながら、解決に向けて適切に対応します。

② 苦情に対する迅速な対応

介護保険サービスや市の福祉事業の利用者から苦情などの相談があった場合、できるだけ速やかに解決を図る必要があります。

そのため、東京都、東京都国民健康保険団体連合会との連携を図り、介護サービス事業者に苦情処理への取組を求め、必要に応じ、調査や助言などの対応を引き続き行います。



③ 市民への情報提供

介護保険のパンフレットや市の広報紙、市ホームページ等を活用して、介護保険制度の一層の周知を図るとともに、地域や各種団体の希望に応じて、制度の説明会等を開催し、広く市民に介護保険関連情報を提供します。

また、サービス利用希望者に対しては、介護保険サービス提供事業者一覧やガイドブック等により、事業者情報やサービス内容などの介護保険情報を引き続き提供します。

(3) 介護サービスの向上

① 介護サービスの質の向上

サービス提供事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励するとともに、事業者からの相談、苦情に対しては、問題の解決に向けての支援を行います。

また、地域密着型サービス事業者等に対する指導検査を実施し、介護サービスの質の向上に努めます。

介護人材の確保育成を図るため、国、東京都、市、事業者のそれぞれの役割の中で連携し、今後の取組について検討していきます。

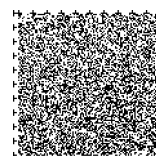
② 介護サービスの情報公開

平成 18 年度から、「介護サービス情報の公表」制度として、利用者がサービス事業者を選択する際に必要な情報を開示することが、全ての介護サービス事業者に義務付けられました。

平成 24 年度には、制度の見直しが行われ、「見やすさ」「使いやすさ」「わかりやすさ」の観点から全国の介護サービス事業所の情報が検索できる「介護サービス情報公表システム」に改善されました。

平成 27 年度の制度改正で、地域包括支援センターの事業内容および運営状況に関する情報の公表と生活支援等の内容に関する情報の公表の項目が新たに加われました。今後は、この情報公表システムを活用し、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表することに努めます。

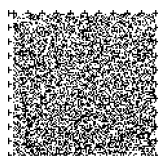
また、利用者が事業所を選択する際に、事業所の特徴やサービスの質など、利用者がサービスを選択する際の目安となる情報が得られるよう、事業者に「福祉サービス第三者評価」制度の受審を奨励していきます。



第5項 介護サービスの適正な給付

介護サービスの更なる向上を図るため、適正化事業に取り組みます。

事業名	事業の内容	取組目標
1 要介護認定の適正化	業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	定期的に調査員・審査会委員との研修や意見交換の場を設け、ばらつきのある項目について情報共有し、適正な要介護認定が行えるように改善を図ります。
2 ケアプランの点検	介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	研修等を通じて介護支援専門員とケアマネジメントの考え方を共有するとともに、保険者として視点を明確にし、各種システム等を活用しながら計画的に実施します。
3 住宅改修等の点検	受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請内容を精査するとともに、効果的な訪問調査を実施します。価格の適正化を図ります。
4 縦覧点検・医療情報との突合	(縦覧点検) 介護報酬の給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。誤りがある場合は事業者に正しい請求を行うよう促します。 (医療情報との突合) 介護給付情報と医療給付情報を突合させ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。	保険者確認分（国保連合会処理委託分以外）について、未実施の項目を定期的に実施します。
5 介護給付費通知の発送	介護サービス利用者に、利用しているサービスの種類・費用・回数等を通知し、利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	通知内容・回数・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう改善を図ります。
6 給付実績の活用	給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。	ケアプラン点検・実地指導等と連動させながら、主要な帳票から順次活用を始めます。



第2節 第1号被保険者保険料の適正な設定

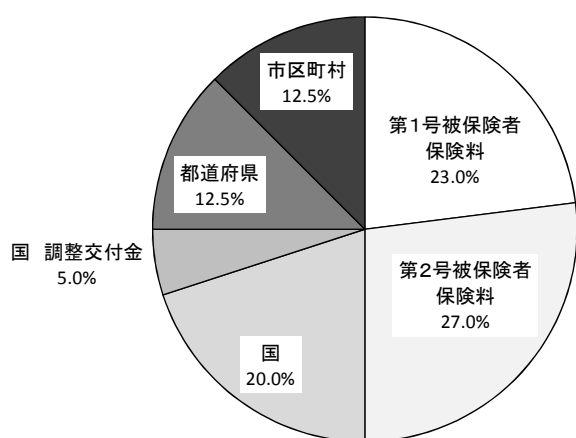
第1項 介護保険事業の財源構成について

介護給付および予防給付に要する費用（以下「介護給付費等」といいます。）と地域支援事業費の財源は、国・都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

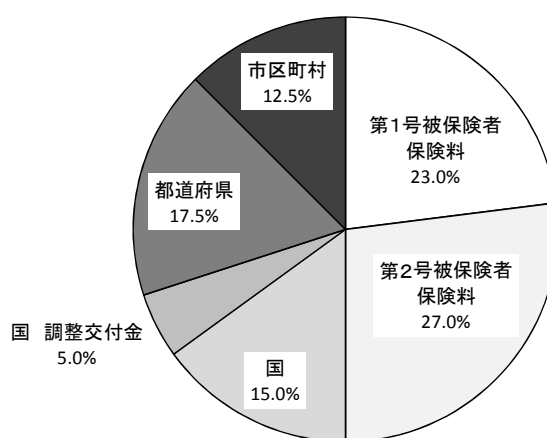
介護給付費等は、公費（国、都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

介護給付費等の負担割合については、以下のとおりとなります。

■介護給付費等(施設等分を除く)

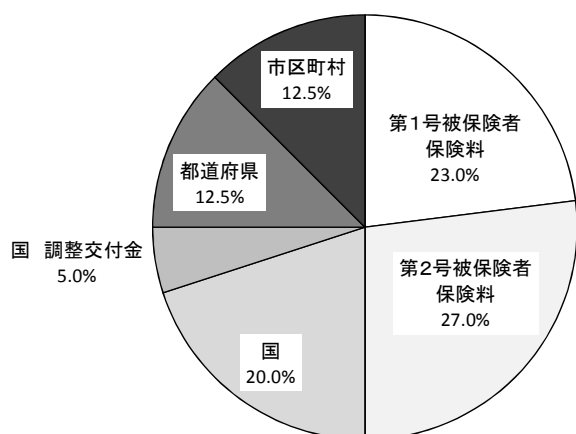


■介護給付費等(施設等分)

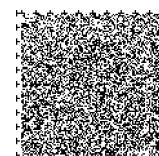
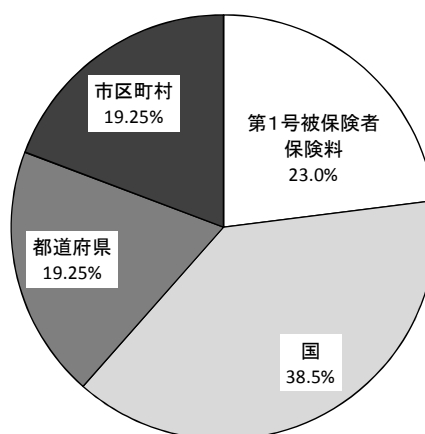


また、地域支援事業費の負担割合については、以下のとおりとなります。

■介護予防・日常生活支援総合事業



■包括的支援事業・任意事業



第2項 第1号被保険者の負担割合について

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められており、第6期事業計画では負担割合が22%でしたが、第7期事業計画では23%になりました。

また、介護給付費等の国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合・所得段階層割合と比較して、保険者ごとに増減されることになっており、第7期事業計画の青梅市の見込みは2.99%で、不足する2.01%については、第1号被保険者の保険料で負担することとなります。

このため、第1号被保険者の負担割合は、介護給付費等および地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）については25.01%、地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業費）については23.0%となり、第7期事業計画期間の青梅市での全体の財源構成についての見込みは、以下のとおりとなります。

■ 第7期事業計画での負担割合

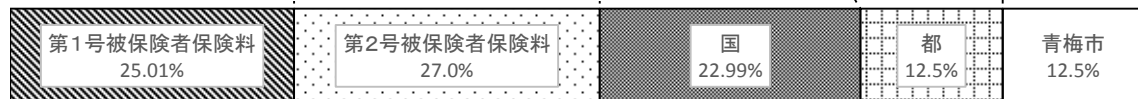
介護給付費等（施設等分を除く）



介護給付費等（施設等分）



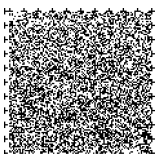
地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）



地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業）



0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



第3項 保険料および所得段階の設定について

(1) 保険料設定の見込み

第7期事業計画では、高齢者人口の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加により、介護保険サービスの利用量が増えることが見込まれます。

■保険料の主な上昇要因

- ・第1号被保険者の保険料の負担割合が、22%から23%に改正
- ・地域区分は、第6期では、地域区分の見直しがされ、3級地（15%）となりましたが、経過措置として、5級地（10%）に設定しました。
第7期では、3級地（15%）に区分します。
- ・介護サービス基盤（地域密着型サービス等）の整備
- ・介護報酬の0.54%のプラス改定
- ・消費税増税（平成31（2019）年10月から）
- ・処遇改善に伴う介護報酬改定（平成31（2019）年10月から）

■保険料の主な低下要因

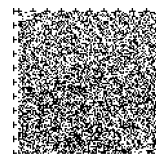
- ・一定以上所得者の利用負担の見直し（3割負担）

(2) 保険料上昇の抑制について

市では、介護給付費等準備基金を取り崩して、保険料の上昇を抑えることとします。

■公費による軽減

- ・平成27年4月から、消費税率8%への引き上げによる増収分を活用して所得の低い方への保険料軽減措置を実施しています。所得の低い方への介護保険料の更なる軽減措置については、消費税10%への引き上げによる増収分を活用して実施することとしております。



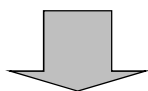
(3) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

内 容		合計 (平成30~32年度)
A	標準給付費見込額	28,201,756千円
B	地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費
C		包括的支援事業・任意事業費
		463,509千円

=サービス給付費総額D (A+B+C) 29,382,892千円

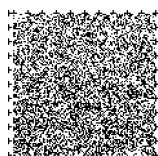
E	第1号被保険者負担分相当額【=D×23%】	6,758,065千円
+		
F	調整交付金相当額【=(A+B)×5%】	1,445,969千円
-		
G	調整交付金見込額【=(A+B)×※2.99%(※3か年の平均値)】	867,379千円
-		
H	介護給付費等準備基金取崩し見込額	387,531千円
	基準月額に対する軽減額	279円

=保険料収納必要額I (E+F-G-H) 6,949,124千円



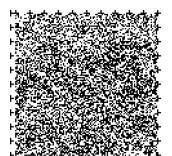
J	予定保険料収納率	99%
K	所得段階別加入割合補正後被保険者数(※)	
	平成30(2018)年 38,427人	116,989人
	平成31(2019)年 38,986人	
	平成32(2020)年 39,576人	
L	保険料見込額(年額)【=I÷J÷K】	60,000円
M	保険料見込額(月額)【=L÷12】	5,000円

※ 所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、事業計画期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計したものの



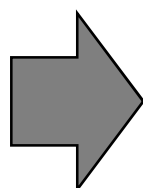
第7期事業計画期間（平成30（2018）年度から平成32（2020）年度）の所得段階区分と保険料率等				
所得段階	対象者	保険料率	年間保険料	構成比 (推計)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.45	27,000円 (月額約2,250円)	16.9%
第2段階	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.66	39,600円 (月額約3,300円)	6.8%
第3段階	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円を超える方	基準額 ×0.70	42,000円 (月額約3,500円)	7.1%
第4段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.85	51,000円 (月額約4,250円)	14.2%
第5段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超える方	基準額	60,000円 (月額約5,000円)	13.0%
第6段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.11	66,600円 (月額約5,550円)	12.1%
第7段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.32	79,200円 (月額約6,600円)	15.9%
第8段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.63	97,800円 (月額約8,150円)	7.6%
第9段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.66	99,600円 (月額約8,300円)	2.7%
第10段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.90	114,000円 (月額約9,500円)	1.7%
第11段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.08	124,800円 (月額約10,400円)	0.7%
第12段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.20	132,000円 (月額約11,000円)	0.4%
第13段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.35	141,000円 (月額約11,750円)	0.9%

※ 平成30年度は、第1段階の保険料率を0.05の範囲で引き下げ、消費税率10%への引き上げ時には、第1段階から第3段階について、さらに一定割合を引き下げる予定です。



保険料所得段階の変更図

第6期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料 (年額)	構成比 (推計)
第1段階	基準額 ×0.45	25,900円	17.2%
第2段階	基準額 ×0.66	38,000円	6.0%
第3段階	基準額 ×0.70	40,300円	6.3%
第4段階	基準額 ×0.85	49,000円	16.8%
第5段階	基準額	57,600円	12.2%
第6段階	基準額 ×1.11	63,900円	10.9%
第7段階	基準額 ×1.32	76,000円	13.9%
第8段階	基準額 ×1.63	93,900円	9.2%
第9段階	基準額 ×1.66	95,600円	3.3%
第10段階	基準額 ×1.90	109,400円	2.0%
第11段階	基準額 ×2.08	119,800円	0.8%
第12段階	基準額 ×2.20	126,700円	0.4%
第13段階	基準額 ×2.35	135,400円	1.0%



第7期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料 (年額)	構成比 (推計)
第1段階	基準額 ×0.45	27,000円	16.9%
第2段階	基準額 ×0.66	39,600円	6.8%
第3段階	基準額 ×0.70	42,000円	7.1%
第4段階	基準額 ×0.85	51,000円	14.2%
第5段階	基準額	60,000円	13.0%
第6段階	基準額 ×1.11	66,600円	12.1%
第7段階	基準額 ×1.32	79,200円	15.9%
第8段階	基準額 ×1.63	97,800円	7.6%
第9段階	基準額 ×1.66	99,600円	2.7%
第10段階	基準額 ×1.90	114,000円	1.7%
第11段階	基準額 ×2.08	124,800円	0.7%
第12段階	基準額 ×2.20	132,000円	0.4%
第13段階	基準額 ×2.35	141,000円	0.9%

保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12(2000)年度～平成14(2002)年度	2,875円	—	—
第2期	平成15(2003)年度～平成17(2005)年度	3,000円	125円	4.3%
第3期	平成18(2006)年度～平成20(2008)年度	3,600円	600円	20.0%
第4期	平成21(2009)年度～平成23(2011)年度	3,400円	△200円	△5.6%
第5期	平成24(2012)年度～平成26(2014)年度	4,300円	900円	26.5%
第6期	平成27(2015)年度～平成29(2017)年度	4,800円	500円	11.6%
第7期	平成30(2018)年度～平成32(2020)年度	5,000円	200円	4.2%

○第7期事業計画における負担軽減前の本来基準月額 : 5,279円

介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分 : 279円

○第7期事業計画の基準月額 : 5,279円 - 279円 = 5,000円

